

学長選考会議議事要録

1. 日 時 平成18年5月29日(月) 10:00～11:20
2. 場 所 弘前大学事務局2階 特別会議室
3. 出席者 石戸谷, 岡井, 小田切, 佐藤, 南條, 丹野, 吉田, 藁科, 小川, 須藤,
加藤の各委員
欠席者 櫛引委員
事務局陪席 渡邊総務部長, 三浦総務課長
4. 配付資料
資料 学長選考会議名簿(平成18年4月1日現在)
資料1 学長候補者選考規程の見直しに係る検討状況
資料2 学長候補者選考規程の見直しに関して平成17年12月1日開催の会議で各委員から出された意見
参考 国立大学法人弘前大学学長候補者選考規程
参考 国立大学法人弘前大学管理運営規則(抜粋)

○ 審議に入る前に, 各委員の自己紹介があった。

5. 審議事項

議題1 議長を選出について

岡井副議長から, 兼子前医学部長の任期満了により, 議長が空席になっていることから, 国立大学法人弘前大学管理運営規則第41条第1項の規定に基づき, 各委員の互選により議長を選出したい旨の発言があった後, 互選の結果, 丹野委員が議長に選出された。

引き続き, 同規則第41条第3項の規定に基づき, 議長から, 岡井委員が副議長に指名され, 異議なく了承された。

議題2 学長候補者選考規程の見直しについて

議長から, 本日の会議では, 委員の交代があったので, 各委員に学長候補者選考規程の見直しに係る共通認識を持ってもらい, 次回の会議から本格的な見直し作業に入りたい旨の発言があった後, 事務局から, 資料1に基づき, 学長候補者選考規程の見直しに係る経緯や, 本会議での検討状況について説明があった。

続いて, 次のような意見交換があった。

○学長の選考に関して, 法人化前の選考方法と, 学長選考会議が設置された法人化後の選考方法をはっきりさせる必要があると思う。構成員の多い学部ばかりから学長候補者を出すのではなく, 選挙を行わずに構成員の少ない学部から優秀な学長候補者を選考するのも本会議の役目だと思う。また, 学長候補者には外国籍の者もなれるのではないか。

○国立大学時代には, 管理運営に携わる者は日本人でなければならないというような取り決めがあったが, 法人化後は国籍については特に取り決めはない。

また、法人化する前は、評議会の下に選挙管理委員会を設置し、大学構成員による選挙の結果によって学長を選考していたが、法人化後は、経営協議会及び教育研究評議会から選出された委員で構成する学長選考会議が最終的に学長を選考することになっている。

本学の学長候補者の選考に当たっても、本会議での最終的な学長の選考の参考にするために第1次及び第2次の学内意向選挙を行ったわけであるが、学長候補者選考規程の条文の曖昧さや、初めての学長候補者の選考ということもあり、きちんとしたプロセスを学内に伝えきれなかったという点から規程の見直しに至ったわけである。

- 学長候補者になる資格としては、必ずどこかの大学の教授、助教授等でなければならないのか。マネジメントに長けている者や行政に携わっている者はどうなのか。
- 法人化前は、大学で10年以上の教育歴のある者を学長候補者の資格に入れていたが、法人化後は、教育歴については外しており、必ずしも大学の教授、助教授等でなくてもよいことにしている。
- 最終的に本会議が学長を選考するのであれば、選挙は行わなくてもよいのではないか。
- 学内の意向を確かめる方法として行った選挙が、従来の学長選挙と同じ意味合いを持つのではないかという指摘が、今回の学長候補者選考規程の見直しで、最大の論点であると思われる。
- 公募制導入を明確にシステムの中に取り入れていくかどうか、また、大学構成員の意向をどのように聴取するのかがポイントだと思う。
- 国立大学法人法で学長の選考は学長選考会議で行うことになったが、従来の学長選考の方法と決別して新しい制度の下で学長を選考することにした大学と、従来どおりの方法で学長を選考することにした大学があったと思う。本学の学長候補者選考規程は、その中間に位置しており、従来の方法のある程度踏襲しながら別の要素を加味できるようにするのか、全く新しい制度の下で学内の意向を取り入れていくのか、その基本方針を本会議で意思統一する必要がある。
- 今回の学長候補者選考で、学内から指摘された事項として「選挙結果の公開が曖昧である」という点が挙げられているが、その背景には、選挙によって選考するのではなく、本会議が最終的に権限を持って選考するという点が曖昧だったからだと思う。
- 法人化前に設置されていた人事制度検討委員会での検討結果として、学長の選考については学内の意向を反映させるという申し送り事項があった。このことを踏まえて学内意向選挙を行ったという経緯がある。
- 法人化した後でも、国立大学法人とはいかなるものかという点については、今ひとつ明確でないことから、本学の学長候補者選考規程が中間的な位置付けになっているのは必然的なことだと思う。学内意向の反映も引き続き重視していかなければならないと思うが、大学の全責任を役員会が持つという国立大学法人の在り方が明確になってくれば、自ずと学長の選考を誰が行うかは答が出ると思う。
- 学外からの候補者を入れる仕組みを明確にする必要がある。

- 学内からの候補者のみならず学外からの候補者も選考の対象として選考するのが本会議の役目だと思う。選挙の得票数だけで選考するのであれば、本会議は選挙管理委員会と変わらない。
- 本会議が学長を選考するという権限を積極的に発揮していくか、学内の意向を最大限に尊重することにより本会議の権限を抑制するかということだと思うが、本学が危機的な状況にあるときに学内の意向に拘束されないようなフリーハンドだけは残しておくという考え方もある。本学の学長候補者選考規程はフリーハンドだけは残しておくというような規定の仕方になっている。そういう点で、第10条の規定に基づき、意向選挙の結果を踏まえて第1次選考を行う際に学外の候補者も入れるというような運用もできるのではないか。
- 危機的な状況の時に、学外から学長候補者を招かなければならないような場合は、選挙を行って選考するのではなく、本会議が責任を持って一本釣りするようなことをしなければならない。学外からの候補者と学内の候補者を選挙によって競わせるのであれば、選挙結果を公表し、かつ、その結果を尊重しないと大学構成員の協力も得られないし、選ばれた学長候補者もトップダウンのリーダーシップを発揮しにくい。
- 他大学の例を見ると、学長選考会議が選挙を行わずに選考することにした大学と、何らかの形で学内の意向を確かめるために選挙を行った上で学長選考会議が選考することにした大学があったが、選挙の結果を覆して学長選考会議が選考した大学では訴訟が起こった大学の例もある。
- 学長候補者選考規程がすべてであるから、問題の解決には規程の見直しにかかっている。学内意向選挙を2度行う必要があるのかとかという意見もあると思うし、第10条の規定の運用で学外にも門戸を開くということも考えられるが、やはり従来より一歩進んだシステムとして、推薦、公募等を明確にすることは必要だと思う。
- 学外からの候補者をどのような方法で選考するのか相当工夫しなければならないし、学外からの候補者を学長候補者に選考した場合の説明と責任を明確にする必要がある。
- 学外からの候補者を入れることについては、現行の第10条の規定で運用できると思うが、そのことが学内に対して不意打ちだという誤解や動揺を与える可能性もあることから、推薦制や公募制のことを規定することは必要だと思う。また、統治の正当性を考えた場合、学内の意向を無視して学長候補者を選考することが果たして学内に統治の正当性を訴えることができるかどうか心配である。
- 法人化前に学長選考について検討する委員会の一員として加わっていたが、学長選考会議が学外からの候補者を入れる場合は、そのこと自体が学長選考会議の最終結論であるというような誤解を学内に与えないように、学内の教員の推薦により行うような方法を考えていた。また、選挙という言葉に相当な重みがあるということは想定外であり、今回の問題の種になったようである。
- 学長選挙は人気投票になっている一面もある。選挙の結果にかかわらず、学長の下に学内の運営が円滑に進むような大学構成員の意識改革も必要である。
- 選挙を行った際、有効投票数に対する得票数等の判断基準はあったのか。

- 得票数による判断は行わなかった。あくまでも本会議の判断により選考した。
- 学外からの候補者が学長になったのは、これまでも他大学で例がある。推薦母体がしっかりしていれば問題はないのではないか。

議長から、次回からの会議は、本日出された意見を踏まえ、月1回程度のペースで規程の見直しを進めていきたい旨の発言があり、異議なく了承された。

6. 次回の開催について

議長から、次回の開催時期については、各委員の日程を調整した上で開催したい旨の発言があり、異議なく了承された。

以 上